

①国名	Islamic Republic of Mauritania (MR) (モーリタニア・イスラム共和国)				
②名称	Ministry of Commerce, Industry, Handicraft and Tourism Directorate of Industry				
③所在地	B.P. 387, Nouakchott				
④連絡先	(電話) (222) 42 43 42 91 (FAX) (222) 525 8407 (E-mail) sidimd66@yahoo.fr (internet)				
⑤組織の長	Chef, Service de la propriété industrielle : Mr. Sidi Mohamed Moustapha				
⑥沿革	<p>(1) アフリカの南部からサハラにかけて広がる旧フランス領植民地の12ヶ国からなるアフリカ・マダガスカル同盟では、1962年9月13日に共同特許庁の設立並びに発明、意匠及び商標の保護のための共通な広域法の公布を決めるリーブルビル協定が署名された。この協定に基づく特許庁は、アフリカ・マダガスカル工業所有権庁(OAMPI)と呼ばれるものであった。</p> <p>(2) 1977年3月にバンギにおいて、アフリカ・マダガスカル工業所有権局設立に関する協定を改訂するアフリカ知的所有権機関の設立に関する協定(バンギ協定)が締結され、このバンギ協定によりOAMPIの名称はOrganisation Africaine de la Propriété Intellectuelle (OAPI)に改称された。この協定は、1982年2月8日に発効した。また、この協定は、1999年2月24日に改正法が施行された。</p> <p>(3) 加盟国は、ベナン、ブルキナファソ、カメルーン、中央アフリカ、チャド、コンゴ、トーゴ、ギニア、コートジボアール、マリ、モーリタニア、ニジェール、セネガル、ガボン、赤道ギニア、ギニア・ビサウの16国である。当初メンバー国であったマダガスカルは1976年に脱退、ギニア、ギニア・ビサウ、マリ、赤道ギニアは後に加盟した。</p> <p>(4) バンギ協定加盟国は国内に知財法を持たず、バンギ協定に基づく統一された特許制度、商標制度、意匠制度を有する。</p>				
⑦所管	特許権、実用新案権、意匠権、商標権				
⑩加盟条約	WIPO 1976/9/17	ベルヌ 1973/2/6	ブリュッセル	フィルム登録	マドリッド(原産地表示)
	ナイロビ(オリンピック)	パリ 1965/4/11	PLT	レコード保護	ローマ
	シンガポール	TLT	ワシントン	WCT(著作権)	WPPT(演奏及びレコード)
	ブタペスト	ロンドンアクト	ヘーグ ヘーグアクト	ジュネーブアクト	リスボン
	マドリッド(標章)	マドプロ	PCT 1983/4/13	ロカルノ	ニース
	ストラスブール	ウィーン	WTO 1995/5/31		

①国名	Islamic Republic of Mauritania (MR) (モーリタニア・イスラム共和国)					
①統計データ	出願件数		2017年	2018年	2019年	2020年
	特許	全数	519	551	514	479
		(内 外国出願)				
		(内 日本から)	27	13	20	22
	実用新案	(内 PCTルート)	400	398	408	324
		全数		14	16	
		(内 外国出願)				
	意匠	全数	527	515	441	505
		(内 外国出願)				
		(内 日本から)	7	8	7	4
	商標	全数	5,889	6,434	6,516	6,458
		(内 外国出願)				
		(内 日本から)	93	78	80	59
	登録件数		2017年	2018年	2019年	2020年
	特許	全数	384	540	490	580
		(内 外国出願)				
		(内 日本から)	18	26	15	7
		(内 PCTルート)	228	394	366	442
	実用新案	全数				
		(内 外国出願)				
意匠	全数	589	429	393	477	
	(内 外国出願)					
	(内 日本から)	18	5	5	5	
商標	全数	6,057	6,842	6,982	6,800	
	(内 外国出願)					
	(内 日本から)	95	97	104	67	
出典:WIPO IP Statistics						
(注)この統計数字はOAPIの統計数字と同じ。						

⑫ 組 織

<組織図>

—
—

①国名	Islamic Republic of Mauritania (MR) (モーリタニア・イスラム共和国)	
特許制度	②最新特許法の施行年月日	2015年12月14日公布(バンギ協定)
	③地理的効力の範囲	バンギ協定加盟国に効力が及ぶ
	④他国制度との関係	バンギ協定加盟国(OAPI)
	⑤出願人資格	発明者及び承継人(自然人、法人) (付属文書1 特許第9条)
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。バンギ協定加盟国の国内に非居住の出願人は、バンギ協定加盟国の国内に居住する弁理士を選任しなければならない。(バンギ協定第8条)
	⑦出願言語	フランス語、英語
	⑧特許権の存続期間及び起算日	出願日から20年。 (付属文書1 特許第8条)
	⑨新規性の判断基準	内外国公知、内外国刊行物 (付属文書1 特許第3条)
	⑩グレースピリオド	有。次のケースが規定されている。(付属文書1 特許第3条) (1) 出願人又は承継人に対する濫用による開示日から12月 (2) 出願人又は承継人による公認の国際博覧会における展示日から12月
	⑪非特許対象	(1) 発見, 自然科学的理論及び数学的方法 (2) 科学理論、数学理論 (3) ビジネス, 純粋に精神活動又はゲームを行うための枠組, 原則又は方法 (4) 単なる情報の提示 (5) 人体又は動物の体の治療方法及び診断方法 (6) 情報の提示 (7) コンピュータ・プログラム (8) 専ら装飾的な性質の作品 (9) 文学的, 建築的及び美術的作品又は他の審美的創作物 (付属文書1 特許第1条)
	⑫実体審査の有無及び審査事項	有。(付属文書1 特許第23条)
	⑬審査請求制度の有無	無。
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮出願公開制度の有無	有。出願日又は優先日から18月以内に公開される。 (付属文書1 特許第19条)。
	⑯異議申立制度の有無	有。出願の公開から3月以内に、何人も、異議申立することができる。 (付属文書1 特許第20条)
	⑰無効審判制度の有無	無。無効審判制度はないが、利害関係人は、無効の申立を裁判所に提訴することができる(付属文書1 特許第46条)。
	⑱実施義務	有。出願後4年以内又は登録後3年以内の何れか遅い時点までに、OAPI加盟国の少なくとも1国において十分に実施されないときは、強制実施権付与の設定対象となる(付属文書1 特許第49条)。
	⑲費用	[出願から登録までに掛かる費用] 出願料 225,000 FCFA

①国名	Islamic Republic of Mauritania (MR) (モーリタニア・イスラム共和国)	
	単位 FCFA (フラン・シーファ)	[特許権維持に掛かる費用] 年金 2-5年次 220,000 FCFA(毎年) 6-10年次 375,000 FCFA(毎年) 11-15年次 500,000 FCFA(毎年) 16-20年次 650,000 FCFA(毎年)
	⑳料金減免措置の有無	無。
	㉑PCTにおける国内料金減額措置の有無	無。(ブルキナファソにおけるPCT出願による特許は、OAPI経由でのみ取得できる。)

①国名	Islamic Republic of Mauritania (MR) (モーリタニア・イスラム共和国)	
実用新案制度	②最新実用新案法の施行年月日	2015年12月14日公布(バンギ協定)
	③地理的効力の範囲	バンギ協定加盟国に効力が及ぶ
	④他国制度との関係	バンギ協定加盟国(OAPI)
	⑤出願人資格	考案者及び承継人(自然人、法人) (付属文書2 実用新案第28条(1))
	⑥現地代理人の必要性及び代理の資格	要。バンギ協定加盟国の国内に非居住の出願人は、バンギ協定加盟国の国内に居住する弁理士を選任しなければならない。(バンギ協定第8条)
	⑦出願言語	フランス語、英語
	⑧実用新案権の存続期間及び起算日	出願日から10年。 (付属文書2 実用新案第6条)
	⑨新規性の判断基準	内外国公知、内外国刊行物 (付属文書2 実用新案第2条(1))
	⑩グレースピリオド	有。次の規程がある。(付属文書2 実用新案第2条) (1) 出願人又は承継人による開始日から12月 (2) 出願人又は承継人による公認の国際博覧会における展示日から12月
	⑪不登録対象	(1) 発見, 自然科学的理論及び数学的方法 (2) 審美的創作物 (3) 精神的活動, ゲームを行うため又はビジネスを行うための枠組, 原則又は方法若しくはコンピュータプログラム (4) 情報の提示 (付属文書2 実用新案第1条)
	⑫実体審査の有無及び審査事項	有。 (付属文書2 実用新案第21条)
	⑬審査請求制度の有無	無。
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮出願公開制度の有無	有。出願日又は優先日から18月以内に公開される。 (付属文書1 実用新案第17条)。
	⑯異議申立制度の有無	有。出願の公開から3月以内に、利害関係人は異議申立することができる。 (付属文書2 実用新案第18条)
	⑰無効審判制度の有無	無。無効審判制度はないが、利害関係人は、無効の申立を裁判所に提訴することができる(付属文書2 実用新案第52条)。
	⑱実施義務	有。出願後4年以内又は登録後3年以内の何れか遅い時点までに、OAPI加盟国の少なくとも1国において十分に実施されないときは、強制実施権付与の設定対象となる(付属文書2 実用新案第37条)。
	⑲費用 単位 FCFA (フラン・シーファ)	[出願から登録までに掛かる費用] 出願料 20,000 FCFA [実用新案権維持に掛かる費用] 年金 6-10年次 20,000 FCFA(毎年) 11-15年次 35,000 FCFA(毎年)
	⑳料金減免措置の有無	無。
	㉑PCTにおける国内料金減額措置の有無	無。

①国名	Islamic Republic of Mauritania (MR) (モーリタニア・イスラム共和国)	
意匠制度	②最新意匠法の施行年月日	2015年12月14日公布(バンギ協定)
	③地理的効力の範囲	バンギ協定加盟国に効力が及ぶ
	④他国制度との関係	バンギ協定加盟国(OAPI)
	⑤出願人資格	創作者及び承継人(自然人、法人) (付属文書4 意匠案第3条)
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。バンギ協定加盟国の国内に非居住の出願人は、バンギ協定加盟国の国内に居住する弁理士を選任しなければならない。(バンギ協定第8条)
	⑦出願言語	フランス語、英語
	⑧意匠権の存続期間及び起算日	出願日から5年。5年ずつ2回延長できる。(最長15年) (付属文書4 意匠第19条)
	⑨新規性の判断基準	内外国公知、内外国刊行物 (付属文書4 意匠第2条)
	⑩グレースピリット	有。次のケースが規定されている。(付属文書4 意匠第2条) (1) 出願人又は承継人による開始日から12月 (2) 出願人又は承継人による公認の国際博覧会における展示日から12月
	⑪不登録対象	(1) 公序良俗に反する意匠 (2) 意匠の新規性を構成する部分が発明のそれと区別しがたく、特許可能な発明とも解される意匠 (付属文書4 意匠第2条)
	⑫実体審査の有無	無。審査は、方式要件についてのみ行われる。(付属文書4 意匠案第16条)
	⑬審査請求制度の有無	無。
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮部分意匠制度の有無	無。
	⑯関連意匠制度の有無	無。
	⑰「組物」の意匠制度の有無	有。 (付属文書3 意匠案第9条(2))
	⑱意匠分類	国際分類(ロカルノ分類)を採用している。(ロカルノ協定には未加盟)
	⑲出願公開制度の有無	有。 (付属文書4 意匠第12条)。
	⑳秘密意匠制度の有無	
	㉑異議申立制度の有無	有。出願の公開から3月以内に、何人も、異議申立することができる。 (付属文書4 意匠第13条)。
	㉒無効審判制度	無。無効審判制度はないが、意匠の無効は裁判所に提訴することができる (付属文書4 意匠案第31条)
	㉓登録表示義務	無。
	㉔費用単位 FCFA (フラン・シー)	[出願から登録までに掛かる費用] 出願料 50,000 FCFA [意匠権維持に掛かる費用] 存続期間更新料 115,000 FCFA
	㉕料金減免措置の有無	無。
	の有無	

①国名	Islamic Republic of Mauritania (MR) (モーリタニア・イスラム共和国)	
商標制度	②最新商標法の施行年月日	2015年12月14日公布(バンギ協定)
	③地理的効力の範囲	バンギ協定加盟国に効力が及ぶ
	④他国制度との関係	バンギ協定加盟国(OAPI)
	⑤商標法の保護対象	商品、役務、団体商標、原産地表示、商号、不正競争
	⑥商標の種類	<p>語句、語句の組み合わせ、それ自体又は識別力を有する形態の氏;特別な、恣意的な又は架空の称号;文字、略語及び数字</p> <p>図案、ラベル、印章、飾り模様、浮彫、ホログラム、ロゴ、合成画像のような図形標識形状、特に商品又は商品の包装若しくは役務の特性を示す形状及び色彩の配置、組み又は濃淡</p> <p>音声及び音楽の聴覚的標識</p> <p>視聴覚的標識</p> <p>連続標識</p> <p>(付属文書3 商標第2条)</p>
	⑦出願人資格	<p>商標を使用する者(自然人、法人)。</p> <p>(付属文書3 商標第8条)</p>
	⑧権利付与の原則	<p>先願主義。</p> <p>(付属文書4 商標第5条(3))</p>
	⑨本国登録要件	<p>無。</p> <p>(付属文書4 商標第8条)</p>
	⑩現地代理人の必要性及び代理人の資格	<p>要。バンギ協定加盟国の国内に非居住の出願人は、バンギ協定加盟国の国内に居住する弁理士を選任しなければならない。(バンギ協定第8条)</p>
	⑪出願言語	フランス語、英語
	⑫商標権の存続期間及び起算日	<p>出願日又は優先日から10年。10年ごとに更新できる。</p> <p>(付属文書3 商標第22条)</p>
	⑬グレースピリオド	無。
	⑭不登録対象	<p>(1) 公序良俗に反する標章</p> <p>(2) パリ条約第6条で登録を排除されている標章</p> <p>(3) 識別性がなく、特に製品の必須的又は共通的な名称あるいは構造からなる標章</p> <p>(4) 公衆を欺瞞するおそれがある要素を含む標章</p> <p>(付属文書3 商標第3条)</p>
	⑮防護標章制度の有無	無。
	⑯周知商標制度の有無	<p>有。パリ条約第6条(2)及びTRIPS協定第16条(2)及び(3)の規定の下で「周知商標」として保護される商標は保護される。(付属文書3 商標第5条)</p>
	⑰一出願多区分制度の有無	<p>有。ただし、商品と役務とを1つの出願で行うことは認められず、これらは別々の出願としなければならない。</p>
	⑱実体審査の有無及び審査事項	<p>無。審査は、方式要件についてのみ行われる。(付属文書4 商標第14条)</p>
	⑲審査請求制度の有無	無。
	⑳優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	㉑出願公開制度の有無	<p>有。</p> <p>(付属文書3 商標第14条)。</p>
	㉒異議申立制度の有無	<p>有。出願の公開から3月以内に、何人も、異議申立することができる。</p> <p>(付属文書3 商標第15条)</p>
	㉓無効審判制度の有無	<p>付与後異議申立制度:有。利害関係人は、登録の公告日から6月以内に異議申立を行なうことができる(付属文書4 商標第18条)。</p> <p>無効審判制度:無。無効審判制度はないが、商標の無効は裁判所に提訴すること</p>

①国名	Islamic Republic of Mauritania (MR) (モーリタニア・イスラム共和国)		
②④不使用取消 制度の有無		ができる(付属文書4 商標第24条)。	
	②④不使用取消 制度の有無	有。5年。継続して5年以上の不使用については、不使用取消を裁判所に請求することができる。(付属文書4 商標第23条)	
	②⑤商標分類	国際分類(ニース分類)を採用している。(ニース協定には未加盟) (付属文書3 商標第10条)	
	②⑥図形要素の 分類	無。	
	②⑦譲渡要件	無。商標権は、営業の譲渡を伴うことなしに譲渡できる。 (付属文書4 商標第26条)	
	②⑧費用 単位 FCFA (フラン・シーファ)	[出願から登録までに掛かる費用]	
		出願料	400,000 FCFA
		登録料	
		[意匠権維持に掛かる費用]	
		存続期間更新料	400,000 FCFA
②⑨料金減免措置 の有無	無。		